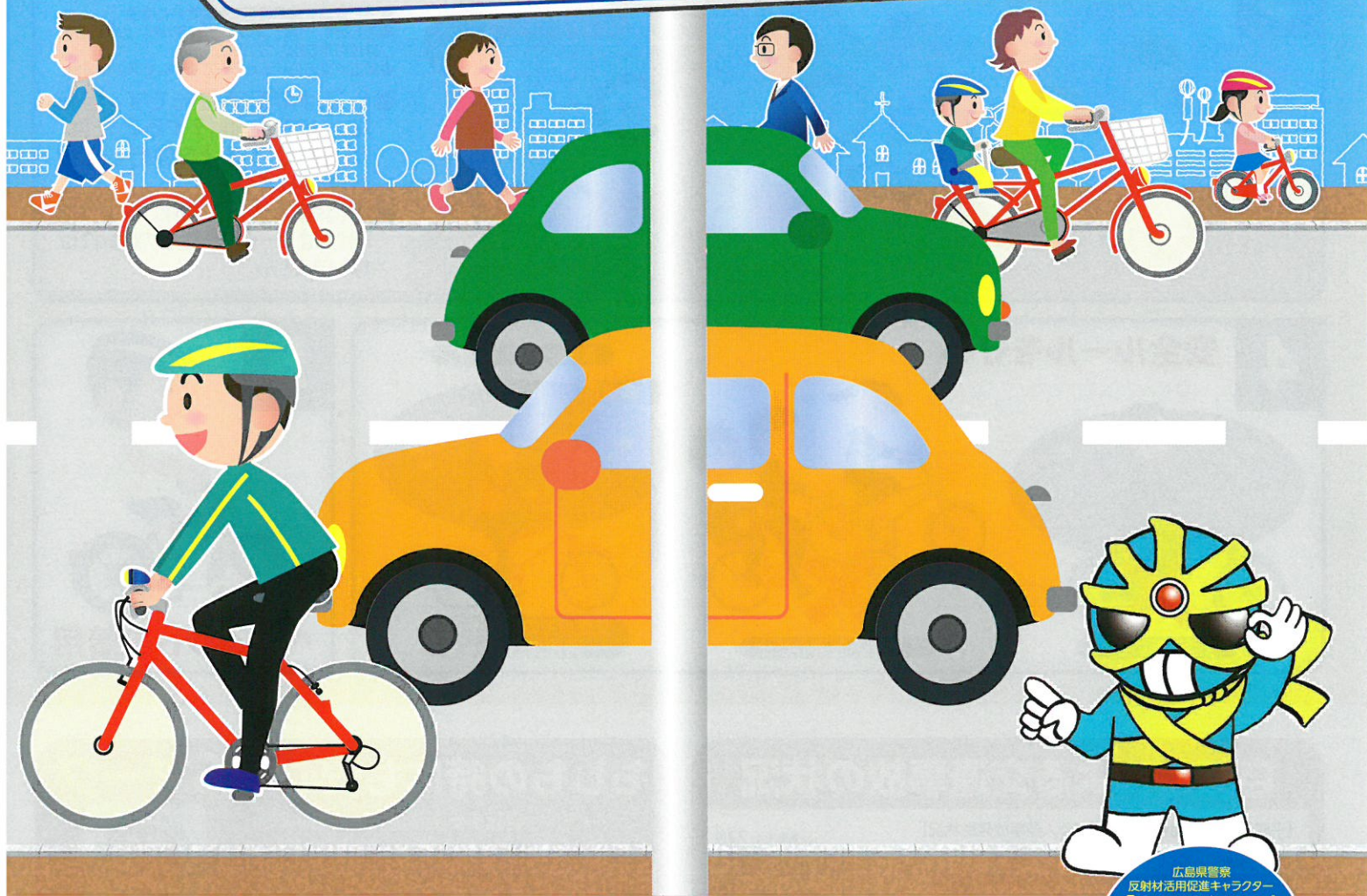


手軽でも 重いよ自転車 その責任

自転車は車両

みんなで守ろう! マナーとルール



広島県警察
反射材活用促進キャラクター
「キラリ☆マン」

自転車安全利用5則

を守って安全に自転車を利用
しましょう 詳しくは裏面をご覧ください

- 1 自転車は車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
- 5 子供はヘルメットを着用

早めにライトを点灯してドライバーからの視認性を高めましょう!

万が一に
備え

自転車保険に加入しましょう!

- 近年、自転車利用者のルール違反等により、自転車
が加害者となる交通事故が多発しています。なか
には、死亡や重篤な後遺障害が生じ、9,000万円を超
える損害賠償額を命令された事例も起きています。
- 自転車保険(賠償責任保険)には、様々な種類があり
ます。それぞれカバーする補償内容が違うので、補
償内容を十分確認して、加入してください!

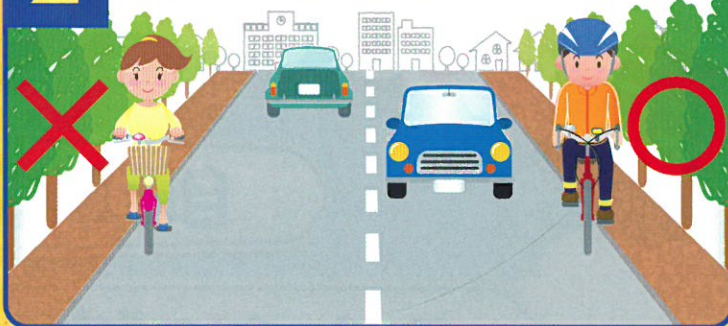


自転車安全利用5則 を守って安全に自転車を利用しましょう

1 自転車は車道が原則、歩道は例外



2 車道は左側を通行



3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



【自転車歩道通行できる場合】

- 道路標識や道路標示で指定された場合
- 運転者が13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方の場合
- 車道や交通の状況からみてもやむを得ない場合

■歩道は歩行者優先です。自転車が歩道を通行するときは、車道寄りの部分を徐行しなければなりません。

■歩行者の通行を妨げるような場合は、一時停止しなければなりません。

4 安全ルールを守る

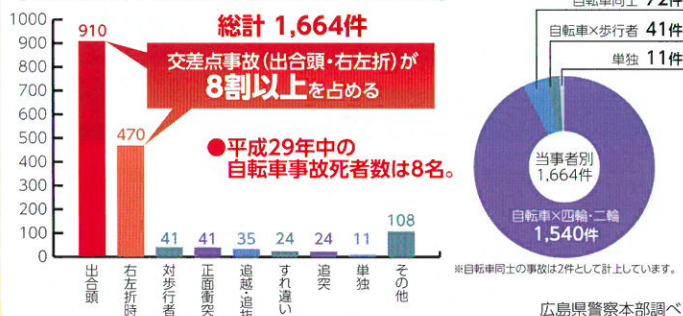


5 子供はヘルメットを着用



自転車による交通事故の状況

【平成29年中の自転車に関係する人傷事故発生状況】



もしもの時にも安心! TSマーク

「TSマーク」は、自転車安全整備店に勤務する自転車安全整備士が、点検・整備した安全な「普通自転車」に貼るシールのことです。この「TSマーク」には、傷害保険と賠償責任保険が付帯しています。「TSマーク」のTSとは、Traffic(交通) Safety(安全)の頭文字で、「交通安全」という意味です。



第二種TSマーク(赤)

毎年1回は点検・整備を受けてTSマークを更新しましょう。TSマーク付帯保険の有効期間は1年です。

種類・補償内容	傷害補償	被害者見舞金	賠償責任補償
死亡または重度後遺障害(1~4級)	入院(15日以上)	入院(15日以上)	死亡または重度後遺障害(1~7級)
赤色TSマーク	一律100万円	一律10万円	一律10万円
			限度額1億円

平成27年6月1日施行

自転車の悪質・危険な運転者に対する講習制度

信号無視や酒酔い運転、一時不停止等、特定の「危険行為」を過去3年以内に2回以上繰り返すと、「自転車運転者講習」の受講が命じられます。

受講命令に従わないと

5万円以下の罰金

平成27年12月1日施行

車両運転中大音量でのヘッドホン・イヤホン等使用禁止

イヤホン等を使用して音楽を聴くなど、安全運転に必要な音や声が聞こえない状態の運転は違反となります。

罰則

5万円以下の罰金